

別紙

答申（個）第49号

答申

1 審査会の結論

公立大学法人島根県立大学理事長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった個人情報を不存在として非開示とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 令和3年12月23日に、審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。
- (2) 本件個人情報開示請求の内容は、『〇〇年〇月〇日に開催された「第1回キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会」音声データ』である。
- (3) この請求に対して実施機関は、令和4年1月31日付け指令公法島第262号で、開示請求に係る個人情報が記録された公文書を管理していない、諮問委員会については、会議内容を録音していないため、音声データは保有していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、本件決定を不服として令和4年3月17日付けで審査請求を行った。
- (5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、令和4年11月2日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

個人情報非開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、反論書及び意見陳述による主張の要旨は次のとおりである。

ア 島根県立大学においては、会議の場で録音をおこなうことが通例である。諮問委員会だけが、なぜ録音をとっていないのか、仮に録音をとっていないのであれば島根県立大学の運用からすればきわめて異例である。

イ 教員の懲戒処分というきわめて重要な議題が諮問されている会議の場で録音がおこなわれないというのは極めて不自然である。

ウ 「第1回キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会（議事要旨）」には、参加者の発言が詳細に記されており、会議で録音がおこなわれた可能性を示唆している。

エ キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会委員長名義の「意見書」には諮問事項に対する詳細な意見が記されており、会議で録音がおこなわれた可能性を示唆している。

オ 処分庁は、諮問委員会委員長から録音指示がなかったこと等を理由として、音声データの不存在を主張する。

しかしながら、教員の懲戒を諮問するという重大な議事内容にもかかわらず、録音がなされていないというのは不自然である。

また、議事要旨は作成されていることも、この疑問を裏打ちするものである。議事要旨は録音を聞きながら要旨を書くというのが通例のはずであるので、その手続きをとっているのではないか。

カ 島根県個人情報保護審査会におかれては、当該諮問委員会関係者である学長代行、副学長、事務局長、総務課長の各氏に対する調査の実施も検討され、録音データの存否を明らかにされたい。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 公立大学法人島根県立大学では、法人の運営組織である理事会、経営委員会、教育研究評議会等については、議事要旨の作成のため、委員の了解を得て、音声データを録音している。
- (2) ○○キャンパスにおいては、議事録作成のため、学部教授会等の音声データを録音しているが、各委員会については、音声データを録音していない会議が多くある。
- (3) 本件審査請求の対象となった諮問委員会の音声データは、委員長から録音の指示や希望がなかったことから、音声データの録音は行っていない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、第1回キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）の音声データに記録された審査請求人に係る個人情報である。

(2) 音声データの不存在について

ア 音声データ不存在の確認について

(ア) 実施機関は、不存在の理由として「開示請求に係る個人情報が記録された公文書を管理していない、諮問委員会については、会議内容を録音していないため、音声データは保有していない」としている。

(イ) 音声データの不存在の確認方法について、当審査会から実施機関に補足説明を求めたところ、実施機関は諮問委員会に関するデータを保存しているハードディスクのフォルダに音声データがないことを確認し、併せて諮問委員会委員長及び事務局担当者の聞き取りにより行ったとのことであった。

イ 音声データの作成状況について

(ア) 審査請求人は、島根県立大学においては、会議の場で録音を行うことが通例であり、仮に録音を行っていないのであれば、島根県立大学の運用からすれば、きわめて異例であると主張している。

(イ) これに対し、実施機関の上記4の主張をみると、島根県立大学における会議の音声データ録音の状況については会議ごとに異なっていることが見受けられる。

(ウ) そのため、実施機関における会議の音声データ作成に関する方針や判断の基準となる規程等の有無を確認したところ、会議の音声データ作成に関する大学共通の規程等はないこと、弁明書に記載の法人の運営組織である理事会、経営委員会、学部教授会及びキャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会についても、会議の音声データ作成に関する方針や、判断の基準となる規程等はないとの説明であった。

当審査会から、さらにキャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会に関して定める「公立大学法人島根県立大学諮問委員会設置要綱」及び実施機関の文書作成に関して定める「公立大学法人島根県立大学文書管理規程」、「公立大学法人島根県立大学文書管理規程に規定する理事長が別に定める事項に関する取扱要綱」を提出させて見分したところ、会議の音声データ作成に関する方針や、判断の基準となる規程等がないことが確認できた。

ウ 諮問委員会議事要旨の作成について

(ア) 審査請求人は上記3(2)ウ及びエのとおり、「諮問委員会(議事要旨)」及び「意見書」において、発言等が詳細に記されており、会議で録音がおこなわれた可能性を示唆していると主張している。

(イ) 当審査会から、録音しない場合の議事要旨の作成方法について実施機関に補足説明を求めたところ、実施機関は「諮問委員会(議事要旨)」について、事務局担当者がノートにメモを取り、要点をまとめて作成しているとの説明であった。

さらに、当該文書(議事要旨及び意見書)を実施機関に資料として提出させて見分したが、いずれも逐語的なものではなく、要点がまとめられたものと見受けられた。

エ その他に音声データの存在をうかがわせる特段の事情もなく、以上を総合すると、本件審査請求の対象となった諮問委員会の音声データについては、会議内容を録音していないため、保有していないという実施機関の主張に不自然な点は認められない。

(3) 審査会委員の除斥について

当審査会のマユーあき委員は、島根県個人情報保護審査会規則第2条第5項及び島根県個人情報保護審査会運営要領第8条第1項第3号の規定により、審査会の決議において、本件諮問案件については審議に加わらないこととした。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第55号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 4年11月 2日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 4年11月24日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 4年12月22日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 1月26日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 2月24日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 5年10月12日 (審査会第5回目)	審査請求人の意見陳述、審議
令和 6年 3月21日 (審査会第6回目)	審議
令和 6年 4月26日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(令和4年度までは島根県個人情報保護審査会)

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会

※本件諮問案件については、マユーあき委員は審議に参加していない。